

1 日時及び場所

令和3年3月1日（月）（委員への資料発送日）

新型コロナウイルスの感染状況、緊急事態宣言下であることを踏まえ書面開催

2 議事

（1）令和元年度病床機能報告結果について

説明資料は、資料1-1、資料1-2、資料1-3及び資料1-4。

【主な意見等】

- ・特になし。

（2）埼玉県地域保健医療計画の中間見直しについて

説明資料は、資料2。

【主な意見等】

・第7次計画の中間見直しの中で、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた新興感染症への対応について記載したいと考えているとのことであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化に伴い、圏域構想に、具体的にどのような影響が発生すると想定されているか。

→新型コロナウイルス感染症への一連の対応を通じて、感染患者の症状の程度に応じた受入医療機関をはじめ、疑い患者受入医療機関や後方支援医療機関をも含めた、医療機関間の役割分担の明確化と連携の重要性が明らかとなった。また、新型コロナウイルス感染症に対する医療と救急医療をはじめとした一般医療との両立にも配慮した医療機関間の役割分担も求められている。新型コロナウイルス感染症への対応が平時の医療提供体制のあり方を見直す契機になっているとの見方もあり、今後、医療機能の分化と連携に向けた取組を一層推進していくことが求められるものと考えられる。

国においては「医療計画の見直し等に関する検討会」が昨年12月に『新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方』の報告書を取りまとめた。この中では、感染拡大時の短期的な医療需要への対応は、医療計画の中に「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加し、これに基づいて行うことを前提とし、地域医療構想については、その基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方）を維持する方向性が示されている。その上で、地域医療構想の実現に向けた今後の工程については、新型コロナ対応の状況に配慮しつつ、都道府県等とも協議を行い、この冬の感染状況を見ながら、厚生労働省において改めて具体的な工程の設定について検討することとされている。

東部圏域においても、厚生労働省が示す今後の方向性を踏まえつつ、医療機能の分化と連携に向けた協議を進めてまいりたい。